

横浜市新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者認定要綱

制 定 平成18年2月3日経政第10112号
最近改正 令和7年3月31日経も第1153号

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び横浜市新技術開発等支援事業要綱第3条第4号に定めのある「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者」（以下「新事業分野開拓事業者」という。）を市長が認定する手続き及び当該事業者が新商品として生産する物品を横浜市が横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）に基づき随意契約により購入し、試用、評価するために必要な事項を定め、市内において新事業に取り組む中小企業の成長促進と市民生活の利便増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会（以下「中小企業組合」という。）

ウ 技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に定める技術研究組合

(2) 大企業 前号アに規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、次のア及びイに該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(申請者の要件)

第3条 この要綱に基づき、新事業分野開拓事業者の認定を受けるための申請（以下「認定申請」という。）ができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

(1) 前条に規定する中小企業であって、次のいずれにも該当しないもの。

ア 一の大企業(中小企業以外の者)に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されているもの。

イ 複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されているもの。

ウ 役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの

エ 技術研究組合であって直接又は間接の構成員の2分の1以上が中小企業者でないもの

オ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

カ 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

キ 個人事業主にあつては、個人事業主が暴力団員に該当するもの

ク 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及

び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当するもの

(2) 募集を行う年度の4月1日時点で、市内において引き続き1年以上事業を営んでいるものであって、その事実を次のいずれかの書類により確認できるもの。ただし、別表1に定める市の誘致施策を活用して市内に新規立地した事業者を除く。

ア 法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）

イ 開業届の写し

ウ 横浜市に対する税金の納税証明書の写し

(3) 市内に事業を実施するための拠点を有するもの

(4) 地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないこと。

(5) 本市に対する、税金、その他の債務の滞納がないもの

(6) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号）による取組宣言を行っていること。

(7) その他関連法令を遵守しているもの

2 前項の規定にかかわらず、不正の行為により横浜市より助成金等の交付を受けた者は、当該行為により助成金等の交付を取り消された日から5年を経過した後でなければ、申請をすることができない。

（認定に係る新商品）

第3条の2 認定申請ができる新商品は、申請時において販売を開始してから5年以内である物品とする。ただし、別表2に掲げる物品を除く。

（募集）

第3条の3 市長は、募集を行おうとする年度毎に期間を定め、認定申請の募集を行う。

（申請方法）

第4条 認定申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした「新商品の生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）」を作成し、電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システム等により通信することを指す。）により、新事業分野開拓事業者認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）に次項に定める書類を添えて、前条により市長が定めた期間に提出しなければならない。

(1) 新商品の生産の目標

(2) 新商品の内容

(3) 新商品の生産の実施時期

(4) 新商品の生産の実施並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 企業概要書（第2号様式）

(2) 人員表（第2号様式別紙(1)）

(3) 役員等氏名一覧表（第2号様式別紙(2)）

(4) 次のいずれかの書類のうち該当するもの

ア 法人の場合、発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）

イ 個人事業主の場合、開業届の写し

(5) 直近3営業年度分の税務署へ提出した確定申告書の写し（法人の場合は別表1～16及び決算報告

書、個人事業主の場合は青色申告決算書)

- (6) 納税を証する書類であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人の場合、本市が課税する直近1事業年分の市民税、事業所税及び、申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税(以下「市税」という。)の納税証明書の写し(市民税が非課税の場合は滞納のない証明書の写し)
 - イ 個人事業主の場合、直近1年分の市民税、事業所税及び申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税(以下「市税」という。)の納税証明書の写し(市民税が非課税の場合は滞納のない証明書の写し)
- (7) 4号に規定する書類により第3条第1項第2号に該当することが確認できない場合は、これに該当することが確認できる横浜市に対する税金の納税証明書の写し
- (8) 非課税確認同意書(事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合(第2号様式別紙(3)))
- (9) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度(脱炭素取組宣言制度実施要綱(令和6年6月施行経中第195号))による取組宣言を行ったことが分かる書類
- (10) その他市長が必要とする書類

(申請内容の変更)

第5条 申請者は、第7条第3項に定める通知を受ける前までに、商号、代表者、住所等に変更が生じた場合は、新事業分野開拓事業者認定申請内容変更届出書(第3号様式)に変更の事実を証明する書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(申請の取下)

第6条 申請者は、第7条第3項に定める通知を受ける前までに、第4条による申請を取り下げようとする場合は、新事業分野開拓事業者認定申請取下届出書(第4号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(新事業分野開拓事業者の認定等)

第7条 第4条に定める書類が送達された場合は、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)第2条に規定する横浜市新技術開発等支援事業審査会(以下「審査会」という。)において、実施計画が次に定める基準に適合するかについての審査を行うこととする。

- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものと認められること。
 - (2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
 - (4) 当該実施計画が、関係法令に違反しないこと又は反するおそれのないこと。
- 2 審査会の組織及び運営に関して、必要な事項は市長が別に定める。
 - 3 市長は、審査会の審査の結果を踏まえ、実施計画ごとに新事業分野開拓事業者として認定又は不認定を決定する。認定の決定をしたときは、新事業分野開拓事業者認定通知書(第5号様式)により通知することとし、不認定の決定をしたときは、新事業分野開拓事業者不認定通知書(第6号様式)により通知する。

4 前項の認定期間は、市長が認定の通知をした日から1年間とする。

(認定事業者の公表・情報提供)

第8条 市長は、新事業分野開拓事業者として認定された者（以下「認定事業者」という。）の名称、法人番号及び当該認定事業者の実施計画に係る新商品（以下「認定事業者新商品」という。）の概要について公表するとともに、市の機関において情報提供等を行い購入が促進されるよう努めるものとする。

(新商品の評価)

第9条 認定事業者新商品が市の機関において購入された場合は、原則として、当該商品を使用する市の機関において、その品質及び性能についての評価を受けるものとする。

- 2 前項において、品質及び性能が良好であると評価された認定事業者新商品については、第11条に定める認定期間の延長を申請することができる。
- 3 第1項において、品質及び性能が良好でないと評価された認定事業者新商品については、市長は認定事業者に対して、第12条第2項に定める認定撤回の措置を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の評価結果について、公表を行うことができる。

(実施計画等の変更)

第10条 認定事業者は、第7条第4項及び次条第4項及び第5項に定める認定期間内に実施計画を変更しようとするときは、市長に新事業分野開拓実施計画変更承認申請書（第7号様式。以下「変更申請書」という。）を提出し、市長の変更承認を受けなければならない。また、同認定期間内に商号、代表者、住所等に変更が生じた場合は、新事業分野開拓事業者商号等変更届出書（第8号様式）に変更の事実を証明する書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、認定事業者から変更申請書が提出された場合は、当該書類の審査を行い、変更後の実施計画が、第7条第1項に定める基準のいずれにも適合することが確認できた場合、当該実施計画の変更を承認し、新事業分野開拓実施計画変更承認通知書（第9号様式）により通知するものとし、第7条第1項に定める基準のいずれかが適合しない場合は、新事業分野開拓実施計画変更不承認通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(認定期間の延長)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定期間の延長を申請することができる。

- (1) 第9条第2項に該当する場合
- (2) 当初の認定期間内に認定事業者新商品が市の機関において購入されなかった場合
- (3) 他の自治体・国の機関等で第9条第2項と同様の評価若しくは購入実績がある場合
- (4) 認定事業者新商品について十分な販売実績があると認められる場合

- 2 認定事業者は、前項の規定により、認定期間の延長を申請するときは、認定期間満了日の10日前までに新事業分野開拓事業者認定期間延長申請書（第11号様式。以下「延長申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、延長申請書を受理したときは、当該書類の審査を行い、適当と認めるときは認定期間を延長し、新事業分野開拓事業者認定期間延長承認通知書（第12号様式）で通知するものとする。適当と認めないときは、新事業分野開拓事業者認定期間延長不承認通知書（第13号様式）で通知するものとする。
- 4 認定期間の延長期間は、従前の認定期間満了日の翌日から1年間とする。
- 5 認定期間の延長は、一つの実施計画に関して、1回限りとする。ただし、第9条第2項に該当する

場合、他の自治体・国の機関等で第9条第2項と同様の評価若しくは購入実績がある場合、又は認定新商品について十分な販売実績があると認められる場合は2回まで行うことができる。

(認定の取消し及び撤回)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消すことができる。

(1) 実施計画の申請に虚偽又は誤りがあった場合

(2) 認定事業者が認定された実施計画に沿って事業を行っていないと認められる場合

2 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を撤回することができる。

(1) 第9条第1項に定める評価の結果、品質及び性能が良好でないと評価された場合

(2) 認定後に第3条及び第7条第1項の要件に該当しなくなった場合

(3) 破産法による破産の申立て、会社更生法による更生手続の開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社法による特別清算開始の申立て又はその他経営上の事由で実施計画に沿って事業を行うことが困難と認められる場合

3 前2項の認定の取消し又は撤回により損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

4 市長は、第1項の規定により認定を取り消す場合は、認定事業者に対して新事業分野開拓事業者認定取消通知書(第14号様式)により、その旨を通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により認定を撤回する場合は、新事業分野開拓事業者認定期間変更通知書(第15号様式)によりその旨を通知するものとする。

(警察本部等への確認)

第13条 市長は、必要に応じ申請者又は第7条第3項の認定を受けた者が、第3条第1号オからクまでの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は第7条第3項の認定を受けた者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(報告)

第14条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画について報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、新事業分野開拓事業者の認定に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

この要綱は、平成20年8月13日から施行する。

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項第2号）

ア	横浜市成長産業立地促進助成金交付要綱（平成13年5月15日経誘第7号）に基づく助成金の交付を受けた者
イ	横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月5日横浜市条例第2号）に基づく市税の軽減又は助成金の交付を受けた者

別表2（第3条の2）

番号	対象外物品の区分
1	食品衛生法（昭和22年法律第233号）で規定する食品
2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれに類するもの
3	人や動物の体に直接塗布するもの
4	公序良俗に反しないこと又は反するおそれのあるもの
5	公的な認定対象として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）に関係しているもの